

相続税の申告書(続)

修正

F D 3 5 6 4

※申告期限延長日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取った人		財産を取った人	
氏名		参考として記載している場合		参考として記載している場合	
個人番号又は法人番号		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。		↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄としここから記入してください。	
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)	
住所 (電話番号)		〒 (- -)		〒 (- -)	
被相続人との続柄		職業		被相続人との続柄	
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表2③)	①		取得財産の価額 (第11表2③)	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	②		相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑧)	
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③		債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④		純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤		純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数			法定相続人の数	
	遺産に係る基礎控除額			遺産に係る基礎控除額	
	相続税の総額	⑦		相続税の総額	
	一般の場合 (⑩の場合を除く)	⑧		一般の場合 (⑩の場合を除く)	
	農地等納税猶予を受ける場合	⑨		農地等納税猶予を受ける場合	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②)	⑫		暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2②)	
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬		配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	
	⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	⑭		⑫・⑬以外の税額控除額 (第8の8表1⑤)	
	計	⑮		計	
	差引税額 (⑨+⑫-⑬)又は(⑩+⑫-⑬) (赤字のときは0)	⑯		差引税額 (⑨+⑫-⑬)又は(⑩+⑫-⑬) (赤字のときは0)	
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	⑰		相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表1⑨)	
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	⑱		医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	
	小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑲		小計 (⑯-⑰-⑱) (黒字のときは100円未満切捨て)	
	納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	⑳		納税猶予税額 (第8の8表2⑧)	
	申告納税額 (⑲-⑳)	㉑		申告納税額 (⑲-⑳)	
この申告書の修正前	申告期限までに納付すべき税額	㉒		申告期限までに納付すべき税額	
	申告納税額 (⑲-⑳)	㉓		申告納税額 (⑲-⑳)	
	還付される税額	㉔		還付される税額	
	小計	㉕		小計	
	納税猶予税額	㉖		納税猶予税額	
	申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載)	㉗		申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載)	
	小計の増加額 (⑲-㉗)	㉘		小計の増加額 (⑲-㉗)	
この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉘又は㉙-㉚)		㉙		この申告により納付すべき税額又は還付される税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉘又は㉙-㉚)	
※税務署整理番号	申告区分	年分	グループ番号	補完番号	補完番号
名簿番号	申告年月日	管理補完	確認	検算	管理補完

第1表(続) (令和6年1月分以降用)

←この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は、参考を○で囲んでください(その人の分は申告書とは取り扱いません。))

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑩欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表1⑩)があるときは、⑩欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。